

※ 全般に渡りレイアウト、フォント、イラスト等については、仮の内容です。印刷の際に学齢に合わせて、読みやすいように調整します。

多^た様^よ性^うを考^せえよう（仮称）

（小学生用）

< 副読本案 >

もくじ

第1章 多様性に満ちた社会づくりについて	
1 多様性に満ちた社会とは	1
2 多様性に満ちた社会になることで	2
3 多様性に満ちた社会の実現のために必要なこと	5
第2章 差別やいじめについて	
1 差別とは	7
2 いじめとは	7
第3章 差別やいじめはどういったもの？	
1 差別について考えてみよう	8
2 その他の差別について考えてみよう	14
3 いじめについて考えてみよう	15
4 差別やいじめをしないための視点	18
第4章 多様性に満ちた社会づくりに関して注意が必要なこと	
1 差別をなくすためには、どうすればいい？	19
2 すぐに解消することが困難な差別	20
3 差別をした人への非難など	20
第5章 詳しく知りたい場合や相談したい場合	
1 多様性に満ちた社会づくりについてのウェブサイト	22
2 差別などについて相談したい場合	22

はじめに

あなたは、「多様性」という言葉を聞いたことがありますか？

「多様」とは、いろいろちがったものがあることをいいますが、そのような性質をもつことを「多様性」といいます。

「多様性」は、「生物の多様性」、「価値観の多様性」などいろいろな言葉と結び付けて使われます。

秋田県では、人口の減少が課題となっていますが、こうして人が減っていく社会の中で、一部の人だけでなく、全ての人がいきいきと、住みやすい県にしていくためには、今まで以上に「人の多様性」を大切にする必要があると考えています。

いろいろな人がいて、その人々が支え合うことができる社会、このような社会づくりのため、県民一人ひとりがどのようにしていけば良いか、みんなで考えていきましょう。

第1章 多様性に満ちた社会づくりについて

1 多様性に満ちた社会とは

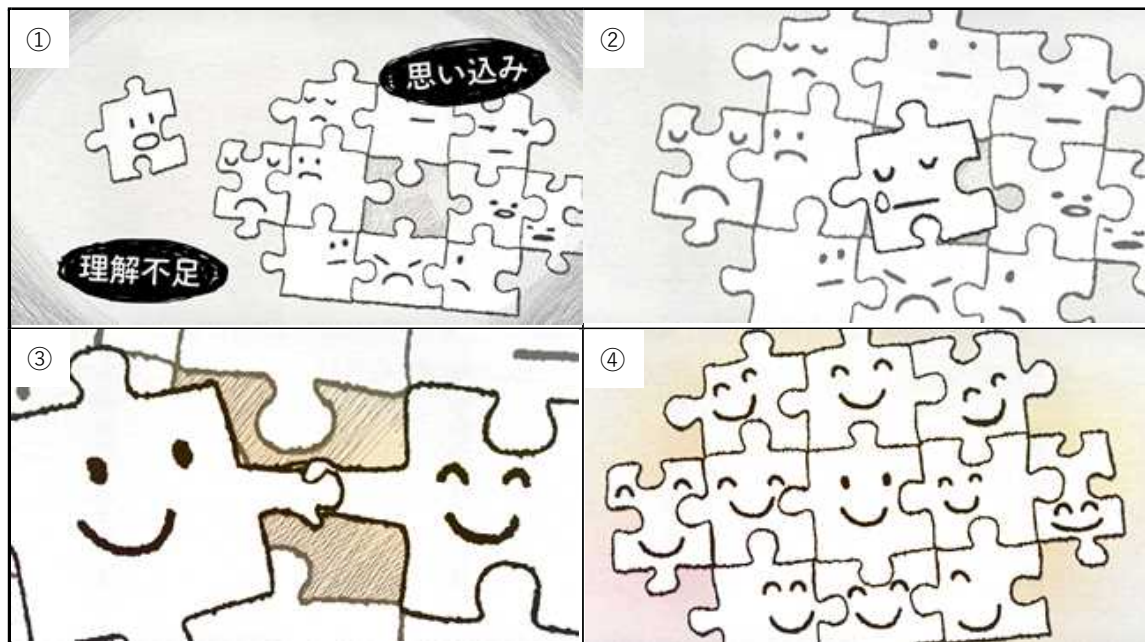
人には、元からある、その人にしかない性格や性質があり、これを個性といいます。

また、人は興味があること、大事にしていることなど、それぞれの考え方（価値観ともいいます。）をもっています。

かたよったものの見方をしたり、よく分かっていないことで、人の個性や価値観を認め合えないと、「差別」や「いじめ」として、知らず知らずのうちに人を傷つけてしまうことがあります。

秋田県では、「差別」や「いじめ」などをなくし、全ての人が、それぞれの個性を大切にし合い、ほかの人の価値観を受け入れた上で、おたがいを支え合う社会を目指しています。

こうしたことを実現した社会を、「多様性に満ちた社会」と呼んでいます。



テレビCM「ピース みんないい秋田」

※ 次の二次元コードで動画を見ることができます。



2 多^た様^{よう}性^{せい}に満ちた社会になることで

① 多^た様^{よう}性^{せい}に満ちた社会づくりにより目指すこと

- 多^た様^{よう}性^{せい}に満ちた社会づくりを進めることにより、秋田県に住む全ての人が、心おだやかに安心してくらしながら、より良いくらしができるよう、発展^{はってん}を続けられる社会を目指しています。
- これは、SDG s (※) の基本的な考え方の一つである、「だれ一人取り残さない」社会づくりにもつながる考え方です。

※ SDG s (エスディージーズ) とは、「Sustainable Development Goals (持続可能^{じぞくかのう}な開発目標^{りやく})」を略したもので、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採^{いつち}た^{こくさい}くされた、2030年までの国際社会全体の目標^{こうせい}です。17のゴール(目標^{じつげん})と169のターゲットから構成され、「だれ一人取り残さない」社会の実現を目指します。



② ^{た ようせい}多様性に満ちた社会では

- ^{せいべつ}性別や子どもであることなどは、人の^{こ せい}個性の一つです。^{た ようせい}多様性に満ちた社会では、このような^{こ せい}個性がまわりの人に大切にされ、不利になることはありません。
- その結果、どのような人も、他者との関わりの中で自分らしさを^{そうぞう}発揮することができるようになることが想像できます。

【こんな経験はありませんか？】

- ・ あなたは、「男（女）らしくないから△△するな」、「子どもなんだから□□のようなことは言うな」というようなことを言われたり、聞いたりしたことはありませんか。
- ・ ^{せいべつ}性別の違いや、子どもだからというだけで、意見を受け入れてもらえなかったり、したいことができなかったりしたというようなことはありませんか。
- ・ ^{せいべつ}性別や子どもであることのほか、すぐに変えることができないことを理由として、不利なあつかいをされたようなことはありませんか。

※ イラスト掲載

③ ^{た ようせい}多様性に満ちた社会になると

- 人の^{こ せい}個性などが大切にされ、^{みと}認められるところは、^{ねんれい}年齢、^{せいべつ}性別、人種などを問わず、いろいろな人が集まりやすくなり、いろいろな考え方や発想が生まれやすくなります。
- いろいろな考え方や発想があることで、新しいものが作られたり、問題をこれまで^{かいけつ}にない方法で解決したりすることができるかもしれません。
- 新たな動きは、^{ち いき}地域の活力となり、いきいきとした^{ち いき}地域をつくれます。

※ イラスト掲載

3 多様性^{たようせい}に満ちた社会^{じつげん}の実現のために必要なこと

① 多様性^{たようせい}に満ちた社会づくりを進めるための環境

- 多様性^{たようせい}に満ちた社会づくりを進めるためには、いろいろな人がいるというだけでなく、だれかが何かを考えたり行動したりしようとする時に、周りとの関わりの中で次のようなことが守られているかが大切です。

- ・ 個人^{こじん}が大切にされること
- ・ おだやかで平和な生活が守られること
- ・ 地域^{ちいき}に住む人として、どのような活動にも関わること

- あなたの身のまわりでは、このような環境が守られていますか？
- このような環境があること・ないことで、生活にどのようなちがいがでるのか考えてみましょう。

※ イラスト掲載

② 差別やいじめをなくしたい

- 新型コロナウイルスの感染拡大^{かんせんかくだい}にともない、秋田県内でもかかった人などに対する差別が問題となりましたが、それだけでなく、お年寄り^{としよ}、外国人、障害^{しょうがい}のある人などいろいろな人が、差別によりくらしにくさや過^すごしにくさを感じていることが分かっています。
- また、いじめも人の個性^{きず}を傷つけるものであり、くらしやすさや過^すごしやすさなどのさまたげになります。
- 差別やいじめは、多様性^{たようせい}に満ちた社会づくりを進めるための環境を悪くしてしまうので、起こらないようにすることが必要と考えています。
- では、差別やいじめとは、どういったものなのでしょうか。みんなで考えてみましょう。

※ イラスト掲載

第2章 差別やいじめについて

1 差別とは

- 人には、自分の努力では変えることができないことや、努力しても変えることが非常に難しいことがあります。
- 例えば、自分が生まれた国は変えることができませんし、生まれながらの障害や病気の状態を変えることが難しい場合もあります。
- このように変えることができなかったり、変えることが非常に難しいことなどを理由として、他の人と比べて低いあつかいや不利なあつかいをすることを差別といいます。

2 いじめとは

- いじめとは、学校の児童どうしなどの間で心や身体を傷つけるような行いであって、行われた児童が苦しさや痛さを感じているものをいいます。
- 行われた児童が苦しさや痛さを感じていることが重要な点であり、行った側がいじめと思っているかどうかは、関係ありません。
- いじめには、いろいろな種類がありますが、犯罪としてあつかわれることがあります。

第3章 差別やいじめはどういったもの？

1 差別について考えてみよう

① 子どものむかえはお父さん？お母さん？

【お母さん】
ひろきが熱出して、
ほ育所から電話が来
ちゃって。
わたしははずせない
仕事があるからむか
えに行ってほしいん
だけど・・・



【お父さん】
分かった。課長に相
談してみるよ。



【お父さん】
子どもが熱を出して
むかえにいきたいの
で、休みをもらいた
いのですが。



【課長】
そんなのおくさんに
まかせればいいじゃ
ないか。男は仕事、
仕事。

【お父さん】
お母さんも仕事
をしているのに、
困るなあ。



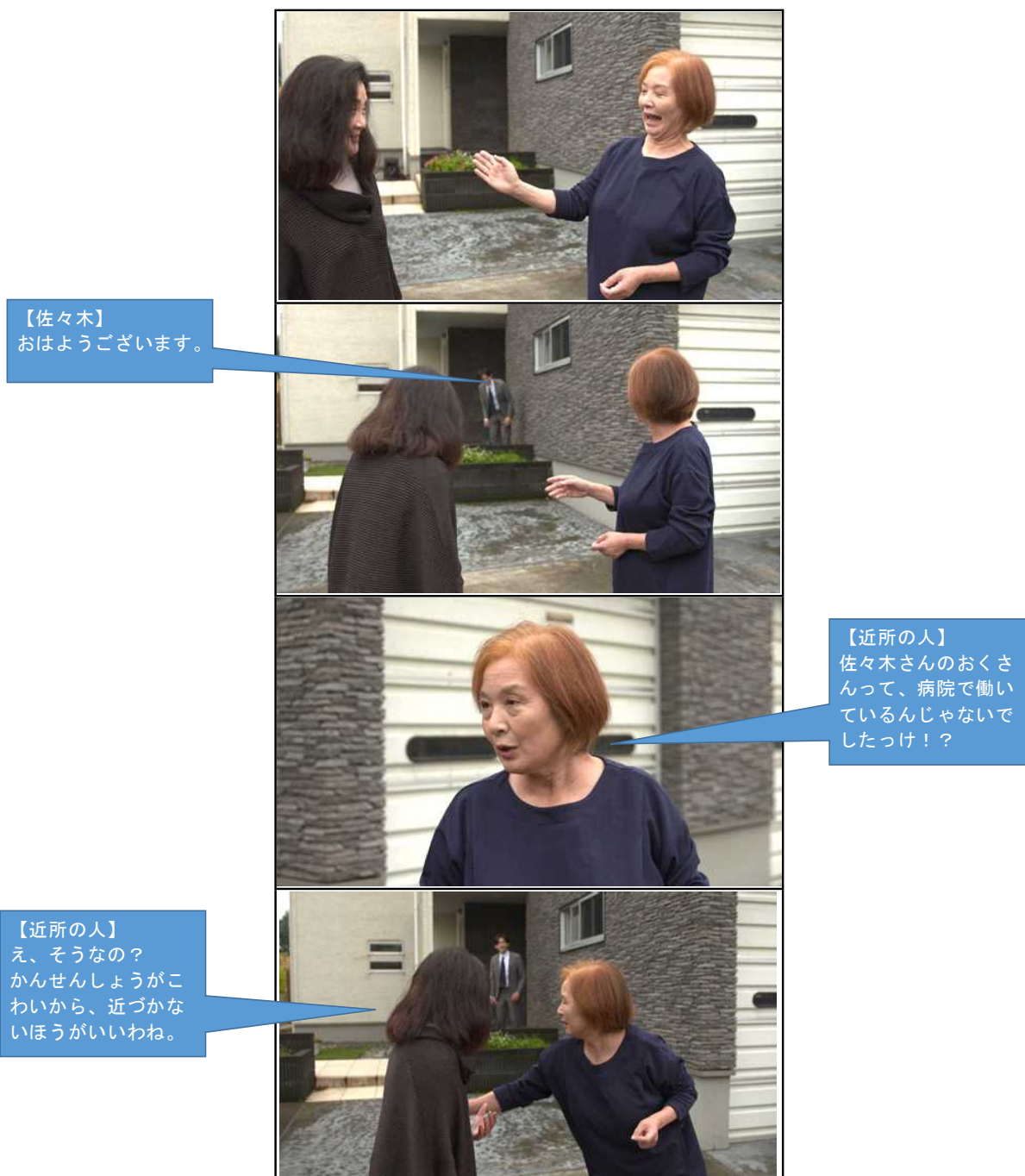
※ 次の2次元コードで、動画を見ることができます。



- 職場^{しよくば}の上司は、お父さんではなく、お母さんが子どもをむかえに行くことが当然だと考えていますが、お母さんも別の会社で働いています。
- このような場合、お父さん、お母さんのどちらが子どもをむかえに行けば良いでしょうか。
- また、そうしたほうが良い理由を考えてみましょう。

◆ 話し合って気づいたことを書いてみましょう。

② 病院職員^{しよくいん}の家族^{たいおう}への対応



※ 次の2次元コードで、動画を見ることができます。



- ^{しんがた}新型コロナウイルスへの^{かんせん}感染が流行し始めたころ、秋田県でも問題となった事例です。
- このように話す近所の人達^{たち}は、なぜこのような会話をしているのでしょうか。
- また、近所の人達^{たち}からこのように話された佐々木さんはどのような気持ちになるのでしょうか。
- また、このようなことがたくさん起こると、病院ではどのようなことがおこるか考えてみましょう。

◆ 話し合っ^て気づいたことを書いてみましょう。

③ わかもの 若者と年配者のやり取り

【あみ】
最近、台場公園のゴミがちらかっている
ので、そうじをふや
したほうがいいと思
います。



【会長】
何か意見のある方は
いませんか。



【年配者】
台場公園は、利用者
も少ないし、月1回
で十分ですよ。

【あみ】
子ども達も良く遊ん
でいますし、けがを
したら大変じゃない
ですか。



【年配者】
ずっとそうしてきて
いるんだよ。
町内会に入ったばかり
で、わかいくせに
生意気なことを言う

※ 次の2次元コードで、動画を見ることができます。



- あみさんは、小学校1年生の子どもがいるお母さんです。
- 町内会の年配者にこのように話されて困^{こま}っています。
- 町内会の年配者は、なぜ怒っているのでしょうか。いくつかあげてみましょう。
- また、このように年配者から話されることで、あみさんのような若い人^{わか}はどのように思うか、考えてみましょう。

◆ 話し合っ^て気づいたことを書いてみましょう。

2 その他の差別について考えてみよう

- このような差別をされた、という^{じつさい}実際の話をまとめています。
- ここにあるようなことを周りで見ることがないか、ふり返ってみましょう。
- そして、なぜしてはいけないのか、考えてみましょう。
- また、この表以外にも、他に差別に当たることがないか、考えてみましょう。

種類	内容
性別を理由とした差別	職場で「来客の受付やお茶出しは女性がするものだ」と言われた。
	理由のない男女別めいぼが作成されている。
障害を理由とした差別	障害のある子どもが公園で「他の子にめいわくをかけるから来ないでほしい」と言われた。
	レストランで、障害があることを理由に来店しないように言われた。
感染症の患者などに対する差別	従業員が新型コロナウイルスに感染した店が、ウェブサイト上で非難された。
	県外ナンバーの車に乗っていることでいやがらせを受けた。
性的少数者に対する差別	男の子が、自分のことを女の子だと思う、女の子の服を着たい、と話したら、「気持ち悪い」と言われた。
	同性が好きであることを、かつてに周囲に言いふらされた。
外国人に対する差別	外国人であることで「〇〇人は出て行け」、「国に帰れ」などと言われた。
	外国人であることで周囲に話しかけられることがなく、冷たく無視されている。
ねんれいを理由とした差別	お年寄りが店でクレジットカードばらいに時間がかかっていたら、「現金ではらえ」と他の客にせかされた。
	町内会の行事に行ったところ「年寄りには来なくていい」と言われた。

3 いじめについて考えてみよう

① こんなこともいじめに当たります

- たたく、けるなどのケガをさせることや、悪口、冷やかしなどを言うようないじめは、だれもがいやがることで、周りにいる人も見聞きするので、分かりやすい例です。
- ただ、すぐには分からないものや、まわりにだれもいないところでのいじめもあります。
- 例えば、ふざけ半分で一見、遊んでいるように見えるものや、^{じょうだん}冗談だと言って、わざとではないふりをしていやがることをするものなどもあります。
- ^{ちよくせつ}直接、人に何かをするのではなく、SNSやオンラインゲームなど、インターネット上で人がいやがることをするものもあります。
- また、人に何かをするというようなものでなくとも、みんなで、決まった人と話さないようにしたり、そっけない^{たいおう}対応をしたりするようなものもあります。
- いじめに当たるかどうかは、相手が苦しさや痛さを感じていることが重要であり、行った側がいじめとっていなくてもいじめに当たる場合があります。

※ イラスト掲載

② 自分がいじめられたときは

- いじめは、あなたが悪いからされるものではありません。
- どのような理由があっても、いじめは許されません。
- いじめを受けた場合は、自分の胸に留めることなく、教師、友人、親などに相談することが大切です。

【相談先について】

いじめについて、教師や親などに相談しづらい場合は、専門の相談窓口相談することもできます。

◆ 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

- ・ 秋田県総合教育センターまたは秋田県中央児童相談所の相談員が対応します。

◆ すこやか電話 0120-377-804

- ・ 秋田県総合教育センター(月曜～金曜8:30～17:00、祝日年末年始除く。)の相談員が対応します。

※ 相談先は、22ページにも記載しています。

- いじめを受けた子どもや、いじめを告げたことでいじめられるおそれがある子どもについては、教師などがしっかり守り通すこととされています。
- 教師などは、相談した子どもの話や希望をしっかりと聞きながら、解決するにはどうすれば良いか、考えていきます。

※ イラスト掲載

③ いじめを見つけたときは

- 他の人へのいじめを見つけたときに、はやしたてたり、ただ見ていることも許されません。
- いじめを見つけたときは、止めさせたり、だれかに知らせるなど勇気をもった行動が必要です。

※ イラスト掲載

※イラスト掲載

【ハラスメントについて】

- ・ いじめと似た問題として、ハラスメントがあります。
- ・ 店の店員と客といった関係や、職場の上司と部下の関係など、立場のちがいを利用して、めいわくな行いや無理な求めをすることをハラスメントといいます。
- ・ 店などで、客が従業員に土下座をさせたり、長時間の謝罪の要求をしたり、人格を傷つけるような行いをしたりすることは、「カスタマーハラスメント」といって社会的な問題となっています。

4 差別やいじめをしないための視点^{してん}

- 差別やいじめは、これまで説明したもの以外にもたくさんあります。
- 気づかないうちに、周りの人を困らせていないか、次のような視点^{してん}をもっておくと良いでしょう。

内容	チェック
相手をいやがらせたり、なやませたり、悲しませたりする行動になっていないか。	☐
相手にけがをさせたり、痛 ^{いた} がらせるような行動をとっていないか。	☐
人種など相手が変わることのできないことを理由にした行動になっていないか。	☐
自分がされた場合、不快 ^{ふかい} とを感じる行動になっていないか。	☐
相手だけでなく、周りの人がいやがるような行動になっていないか。	☐
自分だけが納得 ^{なっとく} している行動になっていないか。	☐

※ イラスト掲載

第4章 ^{た ようせい}多様性に満ちた社会づくりに関して注意が必要なこと

1 差別をなくすためには、どうすればいい？

- 人の考えやマナー、ルールなどは、時代の流れに^{おう}応じて、少しずつ変わっていきます。
- そして、^{げんざい}現在では当たり前だとされることがやよくないとされることが、昔の考え方とはちがうことがあります。
- こうしたことが^{げんいん}原因で、差別の感じ方やとらえ方は人によってちがい、知らず知らずのうちに、悪気なく行ってしまう差別が少なくありません。
- している本人が差別だと思っていない場合、急に、「差別だ」、「まちがっている」と話しても、すぐには受け入れられないことがあります。
- 差別は、知らず知らずのうちにしてしまうもの^{わす}だということを忘れずに、どのような問題があるかといったことを話して、よく^{り かい}理解してもらうことが大事です。
- また、大声で話したり、相手がこわがるような話し方をすると、かえって受け入れてもらえないかもしれません。
- おだやかに話を進めることも^{ひ じょう}非常に大切なことです。

※ イラスト掲載

2 ^{かいしょう}すぐに解^{こんなん}消^{ごう}することが困難な差別

- 祭りや^{でんとう}伝統行事など、昔から長い時間をかけて作られてきたことの中には、差別に当たるようなことでも、変えがたいものがあります。
- 例えば、祭りでは、ある役割が^{やくわり}男性^{だんせい}だけ、女性^{じよせい}だけと決まっているようなものが少なくありません。
- これを^{かいしょう}解^{ごう}消^{ごう}しようとする^とすると、これまで行^{でんとう}ってきた祭りや^{でんとう}伝統行事などを否定することになる場合もありますので、昔からの成り立ちや良さなどをしっかり分かった上で、考えなければなりません。

※ イラスト掲載

3 差別をした人への^{ひなん}非難など

- これまでにも何度もふれてきたように、差別は知らず知らずのうちにしてしまうことが多く、そうしてしまうのは、^す過^{じょうきよう}ご^{きよう}してきた社会の状^{じょうきよう}況^{きよう}など、本人だけが悪いとはいえないことも理由にあると考えられます。
- ですから、差別をしてしまった人を、^{ひなん}非^{ぎやく}難^{ぎやく}し、^{ぎやく}逆^{ぎやく}に差別しないよう気をつけなければなりません。

これまで学んできたことをふまえて、あなたのイメージする『多^た様^{よう}性^{せい}に満ちた社会』とはどのようなものか書いてみましょう。

『多^た様^{よう}性^{せい}に満ちた社会』に向けて、自分に何ができるか考えてみましょう。

第5章 詳しく知りたい場合や相談したい場合

1 多様性に満ちた社会づくりについてのウェブサイト

- 秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」内に、多様性に満ちた社会づくりについて、いろいろな情報をまとめてあります。

- 次の2次元コードを読み取って見てみましょう。
 <URL><https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63094>



2 差別などについて相談したい場合

- ① 差別等相談窓口
 差別などについて相談したい場合は、次にれんらくしてください。

【電 話】 070-4106-4564 (担当者直通)

【メール】 次の2次元コードを読み取ってください。

<URL><https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63102>



- ② 差別などの種類ごとの相談窓口
 次のとおり、差別などの種類ごとの相談窓口も設置されています。

差別の事由等	個別相談窓口	電話
性別	秋田県中央男女共同参画センター(ハーモニー相談室)	018-836-7846
障害	障害者110番	018-863-1290
新型コロナウイルス感染症	みんなの人権110番(全国人権相談ダイヤル)	0570-003-110
性的指向、性自認等	秋田県中央男女共同参画センター(ハーモニー相談室)	018-836-7846
外国人	秋田県外国人相談センター	018-884-7050
高齢者	秋田県高齢者総合相談・生活支援センター	018-824-4165
犯罪被害者等	犯罪被害者等支援総合的対応窓口	018-860-1522
犯罪をした人等	みんなの人権110番(全国人権相談ダイヤル)	0570-003-110
職場におけるハラスメント	秋田労働局 雇用環境・均等室	018-862-6684
	雇用労働政策課 労働相談	018-860-2334
	秋田県労働委員会 あっせんの事前相談	018-860-3284
カスタマーハラスメント	秋田労働局 雇用環境・均等室	018-862-6684
	雇用労働政策課 労働相談	018-860-2334
いじめ	24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
	すこやか電話	0120-377-804

た ようせい
多様性を考えよう

発行 令和4年 月
秋田県・秋田県教育委員会

問い合わせ先
秋田県あきた未来創造部あきた未来戦略課
〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
電 話 018-860-1232
FAX 018-860-3870

